

地方分権の推進及び地方行財政等の充実強化について

(東 海)

眞の分権型社会を実現するため、都市自治体は厳しい財政状況の中にあって、徹底した行財政改革を進める一方、地域の特色を活かした効率的で自立性の高い都市経営に取り組む必要がある。

よって、国におかれでは、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 地方分権改革の推進について

- (1) 地方の固有財源である地方交付税を一方的にカットし地方公務員給与削減を要請するなど、国の政策達成のため、地方の自主性を侵害し、地方に犠牲を強いいるようなことは、二度と行わないよう強く求めるとともに、地方行財政に関わる重要課題は、地方と十分協議し、眞の地方分権改革を実現するために必要な措置を講ずること。
- (2) 平成23年に成立した2次にわたる一括法や、本年6月7日に成立した第3次一括法に盛り込まれた事項に留まることなく、都市自治体の意見を十分に踏まえ、さらなる義務付け・枠付けの見直しや権限移譲を推進すること。
- (3) 義務付け・枠付けについては、都市自治体の自由度が高まるよう、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、従うべき基準の設定を行わないこと。
- (4) 権限移譲については、都市自治体の地域の実情に合った特色あるまちづくりが可能となる包括的なものとし、都市規模や状況に応じて積極的かつ機能的に移譲を進めること。
- (5) 人口減少社会による大きな社会構造の変更が進む中、地方分権の観点から地域の実情に合わせた農地転用、農業振興地域などの農業政策も含めた新たな都市計画制度等の設計を国と地方で取り組むこと。
- (6) 国の出先機関改革については、国民の安全・安心を主眼におき、地域の実情に精通している都市自治体の意見を尊重し、慎重かつ十分な協議を実施すること。

2. 地方財政の充実強化について

- (1) 地方の自主性及び自立性を高めるため、国と地方の役割に応じた、本格的な税源移譲を早期に実現すること。
- (2) 税源移譲までの過渡的な制度として、地域自主戦略交付金に代わる新たな交付金等の創設について、都市自治体と協議の上、地方税財政制度全体のあり方の中で位置付けること。
- (3) 平成25年度に一方的に減額がされた地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税の算定にあたっては、財源の偏在をなくすことを目的とした地方交付税の本来の趣旨にのっとり、自治体の財政需要に見合った適切な算定配分を行うこと。
- (4) 平成の合併に伴う中山間地域等の広域合併に対して、行財政運営に支障をきたさないよう十分な財政措置を講ずること。
- (5) 合併による普通交付税額の算定の特例の期限について、激減緩和措置の開始年度を5年程度遅らせるとともに、措置期間も5年程度延長すること。

3. 固定資産税について

固定資産税は、市町村税収の基幹税目であり、住民が求める行政サービスを安定的、持続的に提供するため、引き続き安定確保を図ることが不可欠であり、国の経済対策等の観点から見直し検討がなされている償却資産に対する課税について、現行の課税制度を堅持すること。

4. 自動車取得税について

自動車取得税は、その税収の7割が市町村に交付されている地方の役割に応じた財源であり、その廃止に当たっては具体的な代替財源を明示されない限り、廃止しないこと。

5. ゴルフ場利用税について

ゴルフ場利用税は、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場所在自治体にとって貴重な財源であることから現行制度を堅持すること。

6. 国政選挙の選挙執行経費について

国が負担する経費の基準を定めた「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の改正により国政選挙執行に対する交付金が減額され、経費不足が見込まれることから、再度適正に算定基準の見直しを行うこと。

7. 共通番号制度の導入について

- (1) 共通番号制度の導入及び運用等に関わる国の費用負担を明確にするとともに、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。
- (2) 制度の導入に伴って影響を受ける都市自治体の事務について、必要なガイドラインを策定するとともに、制度の導入・運用を円滑に進めるため必要経費を支援すること。

8. 地方消費者行政活性化基金の継続について

平成25年度に終了する予定の地方消費者行政活性化基金について、平成26年度以降も継続して事業を実施できるよう恒久的な財政措置を講ずること。

9. 行政代執行法の改正等について

都市自治体が公共事業や地域の実情に応じた政策を円滑に推進していくため、より実効的な行政代執行活用が図られるよう、行政代執行法の改正や制度創設を行うこと。

10. 地方自治法の財政公表にかかる規定の改正について

財政公表については地方自治法で年2回以上公表する、と規定されているが、毎年の数値は事業等の進捗状況により前年度との比較が大きく変動するため、住民に理解しづらいものとなっており、公表回数等、公表については基礎自治体の責任において決定できるよう同法の規定を改正すること。

11. 期日前投票及び不在者投票について

衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官の国民審査について、期日前投票の期間と不在者投票期間が異なることにより有権者にとって分かりにくく、また煩雑になっているため、早期に関係法令を整備すること。

12. 統計調査の民間委託の推進について

各種統計調査は、法定受託事務として都市自治体が実施しているが、国等が一括発注することによりコスト削減が図られ、新しい雇用が創出されることから統計調査の民間委託を推進すること。

13. 相続人不在者に係る法整備について

相続人不存在、行方不明などの場合に、都市自治体が適法かつ円滑に被相続人に関する事務を行うことができるよう民法などの法整備を行うこと。

14. 本人通知制度の法整備について

住民票等の不正請求対策として第三者などに住民票等を交付した場合、本人に通知する「本人通知制度」について、戸籍法及び住民基本台帳法を法整備すること。

15. 住民訴訟における賠償責任範囲の制限について

地方公共団体の長は、地方自治法第242条の2の規定により、「故意又は重大な過失」の有無にかかわらず、「違法な行為又は怠る事実」のみで無制限の損害賠償責任を負うことから、国家公務員と同様に「故意又は重大な過失があったとき」に限定するよう地方自治法を改正すること。

16. 地域改善対策及び人権施策の推進について

同和問題をはじめとした不当な差別をなくし、真の人権尊重の社会を実現するために、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を実効性のあるものにするとともに、人権侵害を受けた人に対する救済に関する法律を制定すること。

地震・防災対策の充実強化について

(東 海)

多大な被害が想定される南海トラフ巨大地震や頻発する局地的豪雨をはじめとする災害の脅威から住民の生命と財産を守るために、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は、喫緊の課題である。

よって、国におかれては、下記の事項について既存の法制等にとらわれることなく、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

- (1) 内閣府が公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布・津波高及び人的・物的被害想定」に基づき、この被害想定区域を巨大地震緊急対策区域として指定し、津波防災対策の更なる充実強化を図るとともに、都市自治体が実施する津波防災対策に対して財政支援措置を拡充すること。
- (2) 南海トラフ巨大地震の想定に対応した東海地区全域における防潮堤の整備を早期に実現するとともに、海岸線を並走する国道等を活用し、多重防御による津波対策を実施すること。
- (3) 津波被害が危惧されている海岸地域の国道及びバイパスについて、津波被害に対する防災、減災機能等を果たすことを目的として、高盛土による沿岸部への計画路線の変更及び高台避難を可能とする道路工法の採用をすること。また、海岸地域のバイパス未着手区間の整備について、津波防災対策として早期に事業化すること。
- (4) 優先すべき建物等の耐震化推進策の策定、海岸堤防、水門並びに高潮防波堤などの速やかな調査と補強・嵩上げ及び当面の緊急防災・減災事業の拡充を始め、国庫補助を基本とした総合的な支援制度や財政支援策を創設すること。
- (5) 津波浸水区域にある公共施設において、津波避難施設としての改築費用及び防災拠点施設としての浸水区域外への移転費用に対する補助制度の導入など、津波防災対策の更なる充実強化を図ること。
- (6) 津波対策として準用河川の水門整備に係る補助制度を創設すること。
- (7) 企業や住宅、避難所等の高台あるいは内陸移転について、地域の実情に応じた対策が図られるよう、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法等に規定される土地利用規制の緩和措置を講ずること。
- (8) 液状化の発生メカニズムの解析や液状化対策の調査研究を進めるとともに、被害が発生した場合の住宅修繕への財政支援や公共施設の復旧に向けた指針を作成すること。
- (9) 防災集団移転促進事業について、被災前の集団移転を検討する上で、個人の経済的負担を軽減させるために、補助制度の見直しなど必要な措置を講ずること。
- (10) 東海地区に基幹的広域防災拠点を早期に整備すること。
- (11) 陸海空の交通や情報の重要な拠点となる広域防災拠点の整備計画を早期に明らかにし、その整備に当たっては、地元都市自治体に負担が生じないよう財政措置を講ずること。

2. 砂防施設整備、急傾斜地崩壊及び雪崩対策について

- (1) 気候変動等による豪雨のたびに各地の山岳・山間地域の集落が土石流により大きな被害に見舞われ、国民の尊い生命と貴重な財産が失われており、土砂災害防止法の警戒区域に指定された地域の砂防施設整備を早期に実施すること。
- (2) 急傾斜地崩壊・雪崩対策事業における対象戸数等、国庫補助採択要件を緩和すること。

3. 消防救急体制の充実強化について

- (1) 多くの都市自治体では、消防救急広域化に向けた事業を進めているが、消防救急広域化の整備については、多大な経費がかかるとともに、事業期間が長期にわたることから、消防広域化期限まで財政措置を講ずること。

(2) 平成28年5月までの消防救急無線のデジタル化への移行整備について活動波（市波）の整備事業については「緊急防災・減災事業債」の地方債措置を継続すること。

4. 消防防災施設整備費補助金について

(1) 大規模災害に対応するため、地域の実情に応じた防災備蓄倉庫の整備や消防団施設の耐震化ができるよう、消防防災施設整備費補助金の補助要件を緩和拡大すること。

(2) 既存の非耐震防火水槽の耐震補強改修工事を消防防災施設整備費補助金の対象とすること。

5. 災害情報伝達体制の充実強化について

(1) 「平成の大合併」において合併した市町村に対する支援の一つとして防災行政無線設備にかかる統合整備に係る経費について、財政支援制度を創設すること。

(2) 災害時における国民への迅速かつ正確な情報伝達手段を整備するため、同報無線デジタル化整備事業に伴う新たな財政措置を講ずること。

6. 住宅、施設等の耐震化の促進について

(1) 文化・スポーツ施設など既存建築物の吊り天井崩落防止対策を早期に実施していくために、建築基準法改正に係る具体的な技術指針等の詳細を明示するとともに、財政措置を拡充すること。また、漁港施設、海岸保全施設等の水産基盤の耐震化等事業費の補助率を北海道若しくは離島並みに嵩上げするよう財政措置を講ずること。

(2) 病院・ホテル・旅館等不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化を円滑に推進するため、耐震診断結果の公表時期及び方法の弾力化、耐震診断及び改修に係る財政支援措置の拡充など、必要な措置を講ずること。また、耐震診断の義務付け対象施設の決定については、都市自治体が地域の実情に応じた独自施策で耐震化促進が可能とする制度設計を行うこと。

(3) 住宅の耐震化を促進するため、社会資本整備総合交付金事業における「住宅の耐震改修等建替えに関する事業」において平成25年度から補助金が減額されているが、減災事業の推進からも従来の補助額を確保するとともに、住民にとって利活用しやすい制度となるよう補助制度の充実を図ること。

福祉・保健・医療施策の充実強化について

(東 海)

誰もが健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現のために、少子高齢社会への対応や地域医療の確保など、福祉・保健・医療施策の一層の充実強化が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 少子化対策及び子育て支援施策の充実について

- (1) 認定こども園の施設整備や運営について、保育所部分と幼稚園部分に区分され、それぞれ所管する厚生労働省と文部科学省とで法令・基準等が異なるため、円滑な整備運営ができるよう、早期に一本化すること。
- (2) 不妊治療費の助成について、特定不妊治療に限定することなく、一般不妊治療費についても対象とともに、不妊症・不育症の治療は経済的負担も大きいことから、保険適用範囲を拡大すること。
- (3) 児童手当交付金について、各都市自治体の当該年度内の申請額に対しては、翌年度に精算払をするのではなく、当該年度内に満額交付すること。

2. 障がい者支援施策の充実について

- (1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、事業費に係る国の補助額が基準額を下回っており、所要財源を確保すること。また、指定計画相談支援事業について、障がい者が利用するサービス提供事業所の職員が指定計画相談支援事業所の相談支援専門員として兼務し、モニタリング等を実施できるよう、人員等基準の見直しを行うこと。
- (2) 障がい者の自立を促進するために欠かせない就労支援について、ジョブコーチ等の人的支援を強化・拡充すること。

3. 民生委員・児童委員制度の見直しについて

地域社会で民生委員・児童委員がやりがいを持って活動できるよう、その位置づけを法令等で明確化するとともに、報酬制度を確立すること。また、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できるよう、関係法令を整備すること。

4. 生活保護制度の適正化について

国の責務である生活保護制度について、人件費を含め全額国費負担とするとともに、不正受給の防止、支給対象者や基準額の見直しを行い、適正な運営が可能となるよう制度改正を行うこと。

5. 成年後見制度の拡充と成年後見センターの開設について

成年後見制度にかかる体制整備を一層進めるとともに、後見人の人材確保等に地域格差が生じないよう、国において広域圏単位の「成年後見センター」を開設すること。

6. セーフティーネット支援対策等事業について

社会福祉法人指導監督に携わる専門員の人件費を、セーフティーネット支援対策等事業補助金の対象経費とすること。

7. 国民健康保険制度の抜本的な改革について

- (1) 持続可能な安定した医療保険制度とするため、国の責任において、すべての国民を対象とする保険制度の構築に向けた抜本的な改革を早期に実現すること。まずは、社会保障制度改革国民会議の報告のとおり、都道府県を保険者とする広域的制度とすること。
- (2) 医療保険制度の一本化が実現されるまでの間は、国において、低所得者の保険料軽減の拡大や保険者支援制度の拡充、国庫負担率の引き上げなどの財政措置を講ずるとともに、制度改正に伴う新たな地方負担や保険料負担の増加を招かないようにすること。

(3) 新たな国民健康保険調整交付金（保険者の責に帰さない事由による交付金）を創設し、基礎自治体間の保険料負担の格差是正措置を講ずること。

(4) 子ども医療費などの地方単独福祉医療の実施において、医療機関における窓口負担無料化等を行った場合に、国民健康保険制度の医療費に係る療養給付費負担金及び普通調整交付金が減額されることから、当該措置を廃止すること。

8. 介護保険制度における住所地特例対象施設の拡充について

介護保険法第13条に規定する住所地特例対象施設について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅を加えること。

9. 予防接種の拡充について

(1) 定期予防接種の実施に当たり、都市自治体と医師会との間で毎年度委託契約を締結しているが、全国的に委託契約の単価に大きな差があり、適正単価で契約ができるよう、国において標準単価を示すこと。

(2) おたふくかぜ及び水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチンを早期に定期接種化するとともに、既に定期接種化されているワクチンも含め、予防接種にかかる費用については、地方交付税措置によらず、全額国庫負担とすること。また、風しんワクチンについても、予防接種を受ける機会のなかった者をはじめとする、未接種者への予防接種の公費負担制度を確立し、国において財政措置を講ずるとともに、ワクチンの安定供給を行うこと。

10. がん検診推進事業の継続実施について

がん検診推進事業を平成26年度以降も継続するとともに、事業実施に必要な財政措置を講ずること。

11. 医師確保対策等及び地域医療の充実について

(1) 地方病院の勤務医不足と地域間の医師偏在等の解消のために、医師の臨床研修制度の見直し、国からの医師派遣体制を構築するなど、実効性のある施策を早急に講ずるとともに、麻酔科・産婦人科・小児科の医師の養成を図り、さらには、医師の再配分・適正配置の制度化をすること。

(2) 検診車による集団検診のレントゲン撮影について、厚生労働省の判断基準を改め、医師の立会いがなくとも同様の安全性を確保しながら、レントゲン技師が検診を実施できるよう、診療放射線技師法を改正すること。

(3) 都市自治体が実施する医学生修学貸与資金における、返還義務免除時の貸付金について、県単位で実施するものと同様に、非課税とすること。

(4) 消費税の引き上げに当たって、病院経営に大きな影響が想定されるため、医療経費については十分な財政措置を講じ、過度な病院負担を軽減するための抜本的な制度見直しを行うこと。

12. 骨髓ドナー助成制度の創設について

骨髓液提供希望者が骨髓バンクに登録しても休業補償がなく休めず、提供を辞退する事例が多く見られるため、ドナー本人とドナーが勤務する事業所に対して住居地等にかかわらず、必要な経費を助成する制度を国において創設すること。

13. 無料・低額調剤について

生計困窮者を対象とした無料・低額診療事業を実施している、第二種社会福祉事業者である診療所等から処方される調剤について、院内処方であれば無料・低額となるが、院外処方の場合は薬局が同事業者の対象外であることから無料・低額料金にならないため、薬局も制度の対象となるよう法令整備すること。

14. 終末期医療制度について

終末期医療について、本人意思の尊重や医療継続の判断など様々な課題があり、認知症や自分の病気が重篤となって自己判断ができなくなる場合に備えて、元気な時から自分の意思を決めて文書で残し、倫理的にも法律的にも本人意思が尊重される医療制度を創設すること。

15. 医療用麻薬取扱いの規制緩和について

診療所においても疼痛緩和治療が広く実施できるよう、麻薬及び向精神薬取締法での医療用麻薬の取扱いに対する規制緩和を行うこと。

16. 病院建設に対する支援について

新病院の建設の財源措置について、病院事業債と合併特例債による支援制度があるが特定の補助金制度がないため、平成26年度以降においても、医療施設耐震化基金や地域医療再生基金が継続されるよう、財政措置を講ずること。

17. 生食用鶏肉の衛生基準に関する法整備について

牛の生食用食肉や生食用牛肝臓の提供に関する規格基準は制定されたが、生食用鶏肉の取扱いは今後の検討事項とされているため、早急に実効性のある規制を確立すること。

18. アスベストによる健康被害対策について

- (1) アスベスト健康被害に関する国の全面調査の実施と結果の公表、救済制度の拡充及び健康管理制度を確立すること。
- (2) 中皮腫や肺がんのリスクを有する、石綿ばく露の所見（胸膜plaque等）のある人に対する検診の実施など、恒久的な健康管理システムを創設すること。
- (3) 住民自らが適切に健康管理を行うため、必要なアスベストにかかるリスク情報を開示すること。

都市基盤・生活環境及び産業振興施策等の充実強化について

(東 海)

都市住民が求める安心・安全で潤いのある快適な生活環境づくりや活発な社会・経済活動を支えるための都市基盤整備の充実強化が求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 道路整備事業の促進及び財源確保について

- (1) 地域の活性化、都市間連携や防災、救急活動など生活に密着した地方道路の役割は重要であり、その整備・維持に対し安定的な道路財源を確保すること。
- (2) 狹あい道路整備等促進事業などの道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金の予算額の確保並びに平成26年度以降も継続的な財政支援をすること。
- (3) スマートＩＣ設置に伴うアクセス道路の整備や関連する整備事業に対し、社会資本整備総合交付金の重点配分を行うこと。
- (4) 道路施設の長寿命化に係る事業に対し、防災・安全交付金の予算確保並びに継続的な財政支援をすること。
- (5) 新名神高速道路は近畿地方と東海地方を結ぶ物流における重要路線であるとともに、東名阪高速道路の慢性的な渋滞とそれに伴う事故など課題解消のためにも、未開通の四日市～亀山区間を早期完成すること。
- (6) 物流路線及び震災時における緊急輸送路としての機能を持つ高規格幹線道路等について、整備促進をすること。
- (7) 広域交通の円滑化及び産業経済等の発展のため、中部縦貫自動車道の事業促進を図ること。
- (8) 東海環状自動車道は平成32年度末全線供用の予定であるが、経済・防災面からも事業を前倒しするなど強力に事業推進するとともに、西回りルートを早期完成させること。
- (9) 岐阜県内の広域的かつ高規格幹線道路である東海北陸自動車道の4車線化整備を、早期に着実実施すること。
- (10) 国道1号・23号は慢性的な渋滞となっており経済や環境面で大きな影響があるため、渋滞の解消とともに災害時の緊急輸送道路確保のために、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパスを早期全線完成すること。
- (11) 国道19号、41号など災害復旧時等の緊急輸送道路ともなる路線の雨量規制解消が図られるよう早期に整備を実施すること。
- (12) 岐阜西濃圏域を結ぶ産業経済の大動脈として重要路線である国道21号の6車線化の整備促進と、岐阜南部横断ハイウェイの早期整備を図ること。
- (13) 伊勢志摩連絡道路（国道167号鵜方磯部バイパス）は救急医療、防災、観光など効果は大きく、早期完成すること。
- (14) いなべ市内へのパーキングエリア、スマートＩＣを設置すること。
- (15) 国道1号の伊勢大橋は老朽化による落橋事故防止、防災面などから、架替事業に早期着手すること。

2. 港湾整備事業について

- (1) 港湾は、産業と経済の発展を支える重要な交通インフラであり、地域産業の振興を担う上で重大な役割を果たしている。また、空港や高速道路などの整備により、陸・海・空を結ぶ交通ネット

トワークが形成され、利便性の向上が期待されている。港湾が、国際的にも産業活動の拠点として発展していくために、国際ターミナルの機能向上を図るバースの整備など港湾整備事業を促進すること。

(2) 大規模災害発生時に生じる瓦礫処分先の確保が、喫緊の課題となっている。御前崎港西埠頭地頭方地区を受け入れ先とすることで、広域瓦礫の迅速な処分が可能になるため、御前崎港西埠頭地頭方地区における廃棄物埋立護岸を整備すること。

(3) インフラの老朽化が進む中、県、一部事務組合及び民間の港湾施設の維持修繕を促進するため、新たな支援制度の創設、または既存維持修繕制度の採択要件緩和や拡大を行うこと。

3. 河川整備・海岸保全事業について

(1) 河川に設けたダムや砂利採取により海岸に供給される土砂が減少したため海岸浸食が進み、全国で砂浜が消失している。既存ダムへ排砂設備の設置やダム堆積土砂の下流への放流等、海岸部へ適切な土砂の供給を図る総合的な土砂管理対策を実施すること。

(2) 津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業を早期完了すること。

(3) 雲出川河川改修事業を早期完了すること。

(4) 宮川堤防改修の推進と河床掘削及び内水排除対策を実施すること。

(5) 志摩市内布施田地区海岸を早期整備すること。

4. 都市基盤整備事業や土地利用整備事業の促進及び財源確保について

(1) 公共交通の基幹である鉄道駅における自由通路の整備、それに伴う橋上駅舎化等に係る社会資本整備総合交付金の財源確保をするとともに、都市自治体の財政規模に応じた支援措置制度を創設すること。

(2) 都市整備事業に係る社会資本整備総合交付金の財源確保をすること。

(3) 新東名・東名高速道路 I C周辺地域の土地利用及び宅地造成や工業団地開発により市街地が形成された区域内の農地について、地域の実情にあった許可基準の運用が可能となるよう、農振法、農地法、都市計画法等の規制を緩和すること。

(4) 南海トラフ巨大地震で想定される浸水区域について、農村地域工業等導入促進法の指定地域の対象業種に、再生可能エネルギー特別措置法にある太陽光及び風力の電気業を追加すること。

5. 交通関連整備事業の促進及び財源確保について

(1) 関東圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と新幹線新駅との直結について、国家的プロジェクトに値する重要課題としての議論を高め、東海道新幹線「静岡空港駅」設置の早期実現に向け関係者への強い働きかけをすること。

(2) 東海道新幹線に架かる跨線橋は、主に山間部を通過する区間に多く架設されているが、老朽化対策をする時期を迎えており、JR東海側からも跨線橋の修繕対策を強く要望されている。しかしながら、事業実施には莫大な事業費を要し、都市自治体が個別に跨線橋を修繕していくことは、困難な状況にあるため、跨線橋全体での合理的な修繕計画と対策費用の縮減方法などについて国がJR東海と協議を進めること。

(3) リニア中央新幹線の整備効果が發揮されるために計画を見直し、東京・大阪間全線同時開業できるよう具体策を検討すること。また、ルートについては災害リスクへの備え等から三重・奈良ルートとし、中間駅の概略位置を決定し公表すること。

(4) 地方鉄道の路線維持確保のため、中小民間鉄道事業者及び第三セクター鉄道会社に対し、運行により生じる経常損失に対する欠損補てん制度を創設するとともに、沿線市町の支援路線については大手私鉄が行う設備整備等に補助が可能となるよう制度を創設し、市町への財政支援をすることや「定期券エコポイント制度」等利用促進事業を実施すること。

6. 農業関連事業の支援及び財政措置について

(1) 新規就農者が安心して就農し、安定的に農業経営ができるよう経営体育成支援事業の制度の見直しを行い、新規就農者が優先的に実施できる補助事業を創設すること。

- (2) 日本型直接支払制度の導入に当たっては、農地の権利移動や農地転用等の業務に必要な農地基本台帳の整備を法定化すること。
- (3) 農地の集約化を進め足腰の強い農業の構築・実現のために、老朽化した農道や水利施設等の農業基盤施設を整備するとともに、これらの有する防災面などの公益機能を考慮し、農業基盤整備に係る諸事業の市町村負担並びに農家負担の軽減対策を講ずること。
- (4) 優良品種への改植等を促進するための茶改植等支援事業について平成26年度以降についても財政支援を継続すること。
- (5) 老朽化による製茶機械の更新整備（リニューアル事業）を助成対象とする補助制度を創設すること。

7. 森林整備事業について

- (1) 森林の保全管理においては、長期的かつ持続的な取り組みが必要不可欠なため、3年間に限定されている森林・山村多面的機能発揮対策事業の実施期間を延長すること。また、現況が山野や原野となっている田畠を事業の対象とともに、非農地であることの確認手続きを緩和すること。
- (2) 森林の多面的機能を維持発揮するため、大半を占める小規模山林所有者も森林環境保全整備事業の対象となるよう森林経営計画の認定を見直すこと。また、間伐材の搬出が困難な地域においては、伐捨間伐も補助対象とすること。

8. 鳥獣の被害防止対策について

- (1) 有害鳥獣捕獲者の養成や技術向上施設である射撃場整備について、鳥獣被害防止特別措置法に明記されたことから、鳥獣被害防止総合対策事業の補助対象に射撃場整備事業を加えるとともに、地域住民の自力施工による侵入防止柵に係る鳥獣被害防止総合対策事業の継続と財政支援を拡充すること。
- (2) 鳥獣害対策施策や補助事業の基礎とするために、農業センサスの調査に鳥獣被害額の項目を追加し、実態把握を行うこと。

9. 生活環境整備事業の支援及び財政措置について

- (1) 民間賃貸住宅は近年空き部屋が多く発生しており、都市自治体による有効活用が望まれている中、低所得者が公営住宅の代替として公営住宅基準を満たした民間賃貸住宅に入居した場合の費用について、補助制度を創設すること。
- (2) 少子高齢化や核家族化の進行により空き家が増加しており、防災・防犯、衛生面などから大きな課題となっているため、空き家再生等推進事業の全国の区域における採択年度の延長をはじめ、空き家問題の解消に向けて行政・民間が連携して実効的対策を行うためのマニュアルの作成や支援制度の拡充を図るとともに、市町村が保有する固定資産税台帳等の活用や固定資産税・都市計画税の住宅用地に係る課税標準の特例措置の見直しをするなど法整備を行うこと。
- (3) 公営住宅整備事業に係る社会資本整備総合交付金の財源確保すること。
- (4) 廃棄物処理施設整備事業に対する循環型社会形成推進交付金について、要望額の満額を交付するよう財源確保すること。
- (5) 公園遊具などの適正な更新を行うために、平成26年度以降においても社会資本整備総合交付金「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を継続すること。
- (6) 海岸漂着ごみ回収・処理について、海岸漂着物地域対策推進事業の補正予算措置がなされたが、海岸漂着物等回収・処理のみが対象であり、海岸漂着物の発生原因である河川等のごみ又は海岸浮遊物の回収・処理に要する費用についても財政支援の対象とすること。
- (7) 微小粒子状物質（PM2.5）の実態把握のための体制を整備し、濃度が上昇した場合の健康影響に関する科学的解明・分析を早急に行うこと。

10. 水道・下水道整備事業について

- (1) 水道水源開発等施設整備費国庫補助金の老朽管更新事業において、国庫補助制度の採択基準の

緩和や補助率の引き上げをすること。

- (2) 地方公営企業の公債費の負担軽減を図り、経営の健全化をするために公的資金補償金免除繰上償還の特例措置の延長及び条件緩和をすること。
- (3) 公共下水道事業・管渠整備に係る社会資本整備総合交付金の財源確保をすること。

1 1. 商店街の活性化事業について

- (1) 大規模地震の発生が予想される中、安全・安心なまちづくりや中心市街地の再生・活性化の観点から、商店街の持つ老朽化したアーケード施設を撤去しなければならない。アーケード撤去を対象とする商店街等構造改革支援事業について、平成26年度以降も財政支援を継続すること。
- (2) 地域商店街活性化法の認定を受けた商店街活性化事業の推進に支障が生じないよう、弾力的かつ安定的な支援措置を講ずること。
- (3) 緊急経済対策として創設された商店街まちづくり事業の継続又は、同一内容の補助制度を創設すること。

1 2. エネルギー政策について

- (1) 国としての中長期的なエネルギー政策のビジョンを具体的に示すとともに、自治体のエネルギー施策を推進するため、財政面を含めた支援の強化・充実すること。
- (2) 一級河川等から分水する都市自治体が管理する農業用水路等を利用した小水力発電のための水利使用許可権限については、一級河川等からの取水方法、取水量に変更がない場合に限って、都市自治体に権限移譲すること。
- (3) 小水力発電の従属発電制度に関する登録制度において、取水方法、取水量に変更がない場合に限って、慣行水利権も許可水利権と同様に登録制度により水利使用ができるよう、制度の拡充すること。

1 3. 労働者派遣事業について

外国语指導助手（ALT）について、厚生労働省の有識者研究会からの現在の派遣受入可能期間3年の制限を撤廃する内容を含んだ報告に従い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律を改正すること。

教育施策の充実強化について

(東 海)

少子化等の進展により教育行政を取り巻く環境が大きく変化していく中、次代を担う子どもたちの健全で豊かな人間形成のため、これに対応する支援体制の確立が求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 小中学校35人学級編制推進について

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育指導を実施するため、小中学校すべての通常学級の学級編制定数を35人以下にするとともに、教職員定数を増員すること。

2. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について

- (1) 学習指導要領の改訂に伴う授業時間数の増加等に対応するため、教員の定数を増員すること。
- (2) 小学校における外国語活動や読書活動の推進、中学校における必修科目の増加、特別支援教育の充実に向け、都市自治体が必要に応じて適切な人材配置ができるよう、補助金等による財政支援制度を創設すること。
- (3) 家庭や学校、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境は複雑多様化、広域化しており、正常な学校運営を行うには外部機関との連携が必要不可欠となっているため、社会福祉的視点をもつスクールソーシャルワーカーの増員について財政措置を講ずること。

3. 特別支援教育の充実について

- (1) 特別支援学級は一学級8人による学級編制となっているが、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、より少人数による適正な学級編制標準とすること。併せて、学級数の増加に対応した教職員定数の拡充を図ること。
- (2) 通常学級内において、特別な教育支援を必要とする児童・生徒の増加に対し、支援を必要とする子どもに適切に対応し、二次障害（問題行動や不登校など）の未然防止、小1ギャップ（幼稚園・保育園等からの進学に伴う不適応）や中1ギャップ（不適応を起こしやすい）の解消を図るため、特別支援教育を行う校内チームの中心的役割を担う専任教諭を各学校に配置すること。
- (3) 学校教育法施行規則及び高等学校設置基準には、高等学校への特別支援学級の設置に係る規定がなく、障がいのある児童・生徒は特別支援学校及び発達支援学級等において、小中学校の義務教育課程を修了しても、その後の高等学校進学については選択肢や定数が限定されている状況にあるため、高等学校における特別支援学級の設置について、関係する法整備や教職員の定数措置の改善措置を講ずること。
- (4) 都市自治体が独自に行う特別に支援を必要とする児童生徒の支援のための人的配置に係る経費について、普通交付税ではなく国庫補助金による財政措置を講ずること。

4. 外国人児童生徒教育の支援の充実について

多様な国籍や言語を有する外国人児童生徒に対する日本語指導や進学進路指導等の充実を図るために、年々減少傾向にある「就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業」を堅持するとともに、専門的な指導員の配置など本事業を充実させ、安定した財政措置を講じること。

5. 学校・幼稚園規模適正化推進事業への支援について

学校・幼稚園の統廃合等規模適正化の推進に向け、統合にともなう遠距離通学に対する支援措置の充実を図ること。

6. 幼児教育の費用負担のあり方について

国において検討中の幼児教育無償化に当たっては、十分な財源を国において確保し、都市自治体の負担増とならないよう適切な財政措置を講ずること。

7. 放課後児童クラブ運営に係る支援について

放課後児童クラブの運営は少子化が進行する一方で、障がいのある児童の入所も増加しており、安定した運営を行うため、実態に見合った財政措置を講ずること。

8. 教育関係経費の国庫補助金について

要保護児童生徒に対する就学援助費、特別支援教育就学奨励費、私立幼稚園就園奨励費などの教育関係の補助事業については、補助率が予め決定されているにもかかわらず、実補助金は大きく下回っており、超過負担が生じることのないよう国庫補助金による財政措置を講ずること。

9. 学校ＩＣＴ化の支援について

- (1) ＩＣＴ支援員については、教育の質を向上させるための教員スキルアップを図る上で強くサポートが望まれることから、学校ＩＣＴ支援員派遣事業に対する事業費補助制度を創設すること。
- (2) 小中学校の、校務支援システムの導入、及び維持管理に多額の経費が必要となるため補助制度を創設すること。
- (3) ネット上の悪質な書き込みを早期に発見し、児童生徒へのネットいじめ被害を未然に防止するための学校ネットパトロール事業に対する事業費補助制度を創設すること。

10. 公立中学校武道場の新築に係る財政支援について

中学校における武道必修化に伴う中学校武道場新築に関する補助率を引き上げる特別措置が平成25年度で終了するため、次年度以降も対象となるよう支援制度を恒久化すること。